

令和7年度香川地方最低賃金審議会
第3回香川県はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具製造業最低賃金専門部会議事録

令和7年10月7日(火)
高松サンポート合同庁舎
北館7階共用702会議室

出席者 公益側 籠池、高塚
労働者側 佐山、中村、橋本
使用者側 川西、近澤、村上

議題 1 香川県特定(機械)最低賃金額改正の審議について
2 その他

○賃金室長

それでは、ただ今から「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」の第3回専門部会を開催いたします。

本日はご多忙の中、ご出席いただきまして厚く御礼申し上げます。

専門部会の開催にあたり、本日の委員の出席状況についてご報告いたします。

本日、平野委員が欠席されております。また、近澤委員から少し遅れるとのご連絡をいたしておりますが、全委員の3分の2以上であります現時点で7名の委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項に定める定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

なお、本日は傍聴人はおりません。

配付させていただいている資料につきまして、会議次第とは別に、使用者側委員からご要望ございました、JCMの組合員数に関する資料を配付させていただいております。これは、労働側委員からご提出いただいたものとなります。

それでは、高塚部会長、議事の進行をお願いいたします。

○高塚部会長

それでは、まず、ただ今ご説明がありました、2025年闘争金属労協全体集計の資料について、労側委員からご説明いただけますか。

○中村委員

はい。これは、金属労協の2025年度の春季生活闘争の最終集計表になります。

1ポツが、賃金の要求と回答状況ということで、ここに産別ごとの組合数と組合員数が記載されています。自動車総連であれば1,098組合ということですね。全体で3,060組合あるということになります。

その下の3ポツの賃上げ要求状況という表なんんですけど、各産別ごとに要求した組合の数が記載されています。自動車総連であれば1,053、電機連合であれば144ということで、合計が2,710ということになります。

その右に、組合員数が1,000人以上の組合、それから、組合員数が300～999人、組合員数が299人以下ということで、1,000人以上のところは、自動車総連であれば108組合、電機連合だと42組合ということですね。

それで、1,000人以上が250組合、300～999人が544組合、299人以下が1,916組合ということで、この割合を計算しますと299人以下が70.7%ということで、組合員数にはならないですけれども、ニアリーイコールとすると概ね7割以上を中小が占めているというデータの根拠となるかなというふうに思います。よろしいでしょうか。

○高塚部会長

はい、ありがとうございました。大企業ばかりではないということは、十分にこちらの資料でわかります。ありがとうございました。

使用者側の委員方、よろしいでしょうか。今の資料で大丈夫ですか。

それでは、早速ですが、最低賃金額の審議に入りたいと思います。

前回の審議で、労使双方より金額提示を受けて、その根拠も伺いました。

専門部会等で配付された資料等の客観的なデータに基づいてそれぞれ算出されて金額提示していただきましたが、前回の結果としては、労側がプラス82円、使側がプラス35円と、双方の提示金額には乖離がございました。

前回の専門部会の最後で、各側とも本日の審議までにご検討いただきますようお願いしておりましたので、このあと金額提示いただきますようお願いを申し上げます。

労使の主張には現時点で隔たりがありますけれども、是非とも本日の審議におきまして全会一致で結論が得られますよう、格段のご配慮を何卒よろしくお願いいたします。

本日は、前回の話で、使用者側から個別の会議をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

はい。それでは、各側の控室等について、事務局より説明をお願いいたします。

○賃金室長

各側の控室についてご案内いたします。

公労・公使会議はこの 702 会議室、労働者代表委員の控室は 2 階の第 3 会議室、使用者代表委員の控室は 2 階の第 1 会議室となります。この 702 会議室の内線は 6702 です。

使用者委員は、公使会議の前に打ち合わせ時間は必要でしょうか。

○村上委員

結構です。

○高塚部会長

それでは、労働者側委員の方は控室のほうによろしくお願ひいたします。

[ここからの審議は、香川県地方最低賃金審議会はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会運営規程第 7 条第 1 項ただし書きに基づき、非公開]

(全体会議)

○高塚部会長

お待たせいたしました。それでは、ただ今より全体会議を再開いたします。

ここから先の審議は公開となります。

ただ今、各側よりそれぞれ歩み寄って金額提示をいただきました。本日それぞれから 2 回金額提示をいただきました。最終のものだけをご報告いたしますが、使側からはプラス 50 円という提示をいただきました。根拠としては、昨年度の賃上げ率 5 % を現行の最賃額 1,092 円に掛けますと 54.6 円だと。ただ、やはりこの金額は大変厳しいので、50 円に抑えたいということで、50 円の提示です。

また、労側からは最終プラス 71 円という提示をいただきました。この根拠につきましては、香川県製造業の高卒の平均所定内給与ですね、この時間換算額が 1,163 円ということですので、現行の最賃との差額である 71 円という提示をいただきました。

それぞれのお話を我々がお伺いする中で、50 円、71 円とまだ差はございますけれども、それぞれ今から提示する公益委員案にご賛同を得られますならば、結審の運びとさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○高塚部会長

はい、ありがとうございます。それでは事務局の皆さん、公益案のご準備及び配付をお願いいたします。

(各委員に公益案を配付)

○高塚部会長

それでは、事務局は公益案を読み上げてください。

○賃金指導官

それでは、公益案を読み上げます。

令和7年度 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

時間額について、現行最低賃金 1,092 円を 66 円引き上げて 1,158 円とする。

(引上げ率 6.04%)

発効日については、指定日発効（令和7年12月15日）とする。

以上です。

○高塚部会長

ありがとうございます。この公益案について、異議なくご賛同いただけますでしょうか。

(異議なし)

○高塚部会長

大変ありがとうございます。

なお、発効日でございますが、12月15日の指定日発効でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○高塚部会長

大変ありがとうございます。

それでは、こちらの公益案をもちまして、本年度の香川県はん用機械器具、生

産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会決定といたしてよろしいですね。

(異議なし)

○高塚部会長

はい。ありがとうございました。それでは、こちらを決定といたします。
全会一致でご確認いただきましたので、直ちに、本専門部会から香川地方最低賃金審議会会长への部会報告の手続きとなります。最低賃金審議会令第6条第5項が既に決議されておりますので、本日この場で、香川労働局長あて答申することといたします。

それでは、事務局の皆さん、報告文（案）、答申文（案）のご準備をお願いいたします。

○賃金室長

5分ほどお時間をいただければと思います。

○高塚部会長

それでは、5分ほど休憩を取らせていただきます。

(休憩)

○高塚部会長

それでは、事務局のほうで、本審への報告文（案）、答申文（案）をお配りして、読み上げてください。

(各委員に報告文（案）、答申文（案）を配付)

○賃金指導官

それでは、まず報告文（案）のほうから読み上げます。

(案)

令和7年10月7日

香川地方最低賃金審議会会长 瓢池信宏 殿

香川地方最低賃金審議会香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会部会長 高塚順子

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年8月18日、香川地方最低賃金審議会において付託された香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

委員の方のお名前の読み上げについては省略いたします。

続いて別紙です。

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内ではん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業又は業務用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,158円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

指定日発効（令和7年12月15日）

続いて、答申文（案）になります。

（案）

令和7年10月7日

香川労働局長 友住弘一郎 殿

香川地方最低賃金審議会会長 箐池信宏
香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年8月18日付け香労発基0818第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別紙

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

以下については、報告文（案）の別紙と同じになるので、読み上げを省略いたします。以上です。

○高塚部会長

はい、ありがとうございます。ただ今の報告文（案）、答申文（案）について、ご承認いただけますでしょうか。

（異議なし）

○高塚部会長

ありがとうございます。それでは、答申文（案）についてご承認いただきまして、香川労働局長あてに答申することといたします。

（部会長から答申文を基準部長へ手交）

○労働基準部長

ありがとうございました。委員の皆様、本当にお疲れ様でございます。
香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金につきましては、8月18日に改正決定についての諮問をさせていただいた後に、専門部会を3回にわたり開催して慎重にご審議いただいた結果、本日、全会一致でのご答申をいただきましたことに対して、厚く御礼申し上げます。

また、双方の真剣な主張を述べていただきましたけれども、それぞれの意向、提示金額等に沿った形ではない公益案にご賛同いただきましたことに、本当に感謝申し上げます。ありがとうございます。

本日の答申の内容に沿いまして、本年度の香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金を改正決定させていただきたいと思います。

そして、香川労働局といたしましては、改正されました最低賃金額の周知に努めますとともに、その履行確保に最善を尽くしてまいります。

今後とも、労働行政に対して特段のご支援を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますけれども、お礼のご挨拶とさせていただきます。本当に疲れ様でございました。ありがとうございました。

○高塚部会長

ありがとうございました。重ねてになりますけれども、労使各側委員の皆様には、慎重かつ丁寧なご審議の上、公益一任というご理解のあるご判断をいただきまして、本日、結審、答申の運びとなりました。

公益委員としての職務を全うし、香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正審議をすべて終了することができましたことに対し、厚く御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

それでは、議題（2）の「その他」ですが、事務局より何かございますか。

○賃金室長

はい。本日、最低賃金法第15条第3項において準用する同法第11条第1項の規定に基づく公示を行います。これは、関係労使からの異議申出のためのもので、その申出期間は公示の翌日から15日間ということになっており、10月22日（水）までとなります。

この間に異議申出があれば、速やかに本審を開催し、その内容についてご審議いただることになります。異議申出がなければ、最短で11月6日（木）に官報公示を行い、12月15日（月）の指定日発効に向けて手続を進めてまいる予定でございます。事務局からは、以上でございます。

○高塚部会長

はい。今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

(意見等なし)

○高塚部会長

大丈夫ですか。それでは、以上をもちまして、本年度の香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

——了——